

適切な資産管理の推進について

点検を含む
施設の維持・修繕

水道施設台帳
の整備

水道施設の
計画的な更新等

水道施設の適切な管理 (維持管理水準の底上げ)

- 老朽化等に起因する事故の防止
- 点検・補修履歴等を含め、水道施設の適切な把握に基づく管理の実施

アセットマネジメントの精度向上

- 施設の長寿命化による投資の抑制
- 保有資産の適切な把握とその精度の向上
- 水道施設の更新需要の平準化

大規模災害時等の 危機管理体制の強化

- 大規模災害時に円滑に応急対策活動できるよう、水道施設の基礎情報を整備・保管

広域連携や官民連携等 のための基礎情報として活用

- 広域連携や官民連携等の実現可能性の調査・検討等に用いる施設整備計画・財政計画等の作成に活用

点検を含む維持・修繕（法第22条の2、施行規則第17条の2）

○ 水道施設の点検を、構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う

(例)

点検のルール化を明示するもの	点検内容
・点検計画書 ・マニュアル ・点検記録表 等	・対象の施設 ・点検の方法 ・点検の頻度 等

○ 水道施設の点検の結果、異状を把握した場合には、維持又は修繕を行う

○ 特に、基幹となる水道施設に多く用いられ、また、点検及び補修等を適切に実施すると、施設の更新需要の平準化に有効となるコンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る）については、次のとおりの対応とする

- 概ね5年に1回以上の頻度で点検を行う
- 点検した際は、以下の事項を記録する〔同施設を次に点検を行うまで保存〕
 - ・点検の年月日
 - ・点検を実施した者の氏名
 - ・点検の結果
- 点検した結果、施設の劣化を把握し、修繕を行った場合には、その内容を記録する〔当該施設を利用している期間保存〕



水道事業者等が点検を含む維持・修繕を行うにあたり参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を令和元年9月に作成

全国上水道水管橋緊急調査の結果について

概要：全国の水管橋（補剛形式）を対象に、令和3年10月～12月に実施。

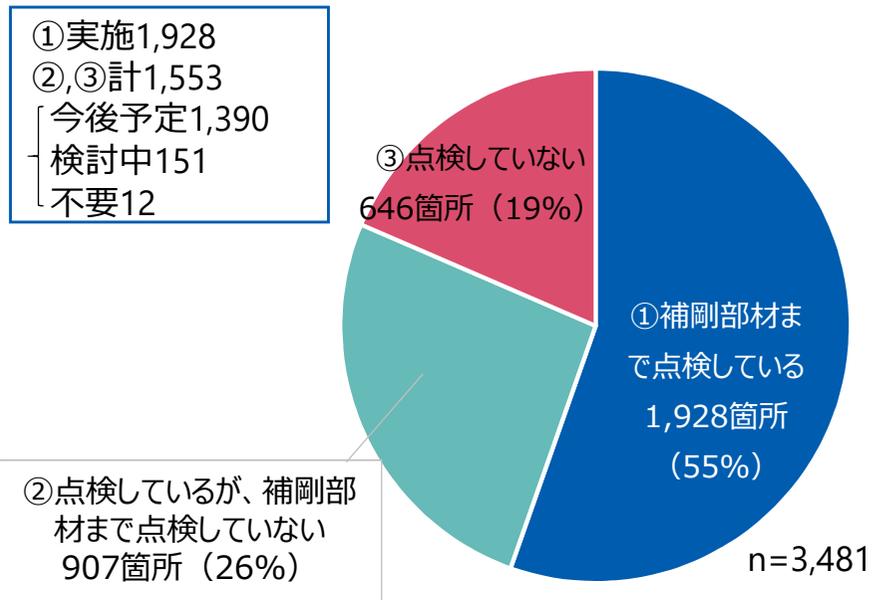
結果：

①全国の水管橋：3,481箇所

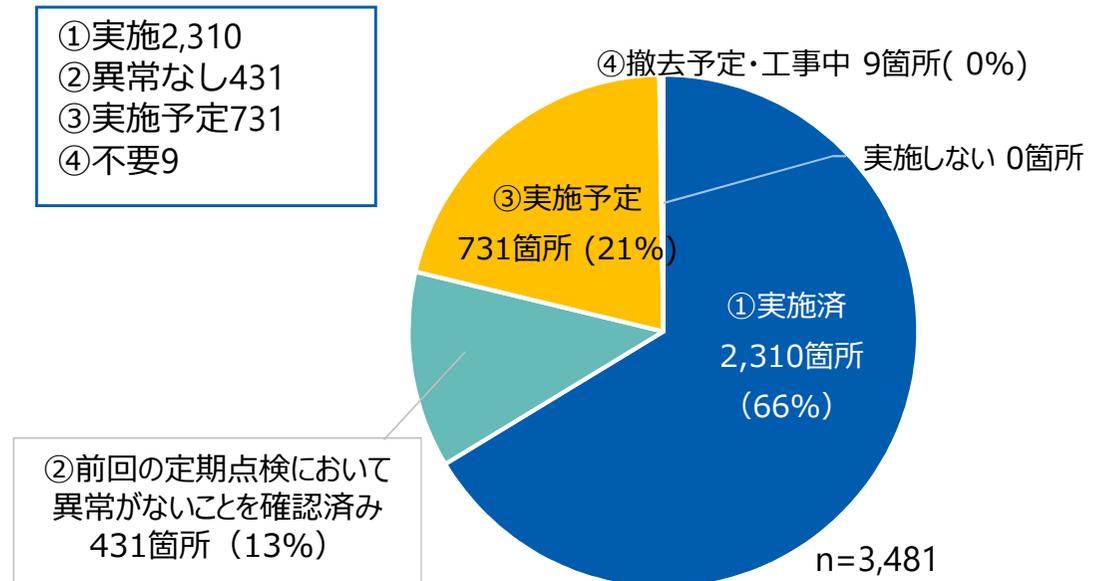
②定期点検：これまで不十分だったところは全て点検の見直しを実施。

③緊急点検：全ての事業者において、実施済み又は実施予定。

定期点検



緊急点検



全国上水道水管橋緊急調査の結果について

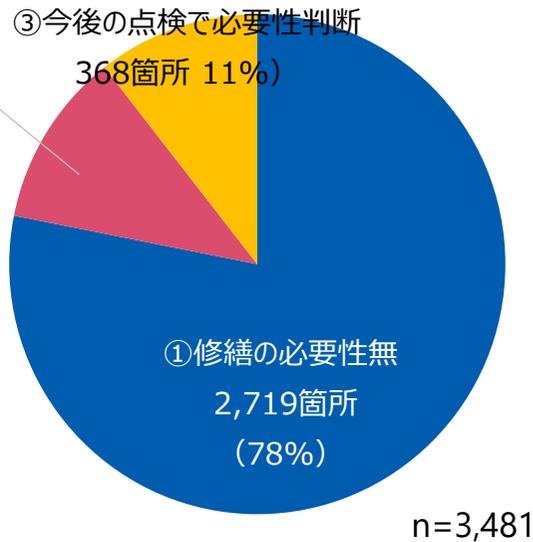
結果：

④修繕の必要性：必要性が有るものは、全て修繕の予定又は検討有。

⑤その他：法定耐用年数（48年）を経過したもの、バックアップのないものについて、修繕の必要性がある場合には修繕の予定または検討がなされている。

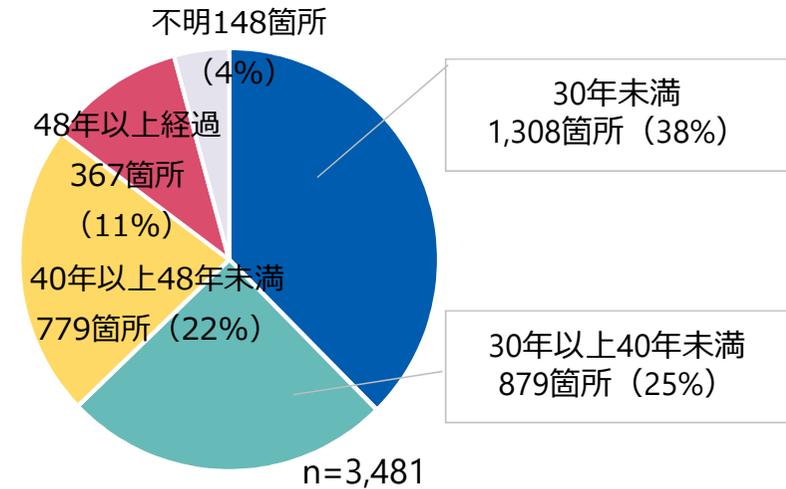
修繕予定

- ①必要無2,719
- ②必要有394
 - └ 修繕予定306
 - └ 検討中88
- ③今後判断368



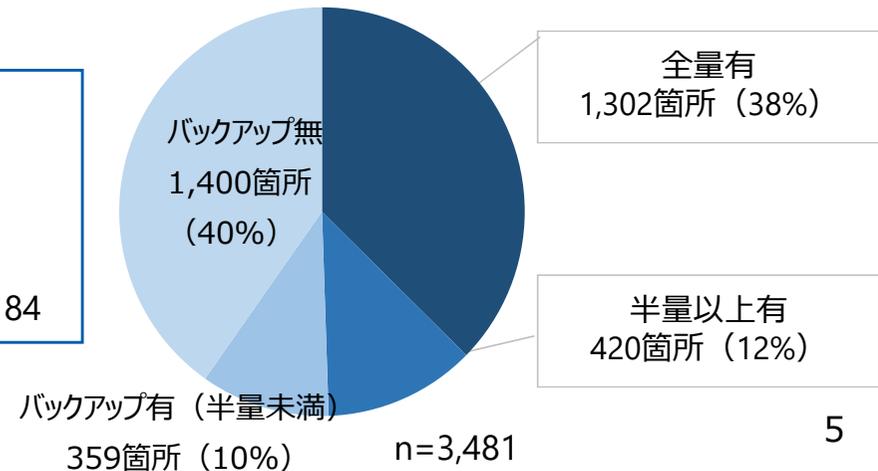
経年状況

- 48年以上経過367
 - └ 修繕不要289
 - └ 修繕必要52
 - └ 修繕予定43
 - └ 検討中9
 - └ 今後必要性判断26



バックアップ

- 無1,400
 - └ 修繕不要1,034
 - └ 修繕必要182
 - └ 修繕予定143
 - └ 検討中39
 - └ 今後必要性判断184



- 本ガイドラインは、法令の主旨を踏まえ、「水道維持管理指針2016」や「簡易水道維持管理マニュアル」等の技術指針類に基づきとりまとめ、日本水道協会が設置した「水道法改正に係わる専門委員会」の意見等を踏まえて作成
- 技術指針類が改訂された場合には、改訂内容に合わせて実施内容を見直すことや、新たな技術の採用や創意工夫により、効果的に実施することが望ましい
- 本ガイドラインは、施行規則に定める基準に従い、水道事業者等が点検を含む維持・修繕の内容を定めるに当たっての基本的な考え方を示すものであり、水道事業者等が管理する全ての水道施設に適用
- 水道施設の点検、維持・修繕の実施方法を、考え方、必須事項、標準事項、推奨事項に分類して記載

必須事項

関係法令（水道法、河川法、道路法、建築基準法、電気事業法等）に規定され遵守すべき事項

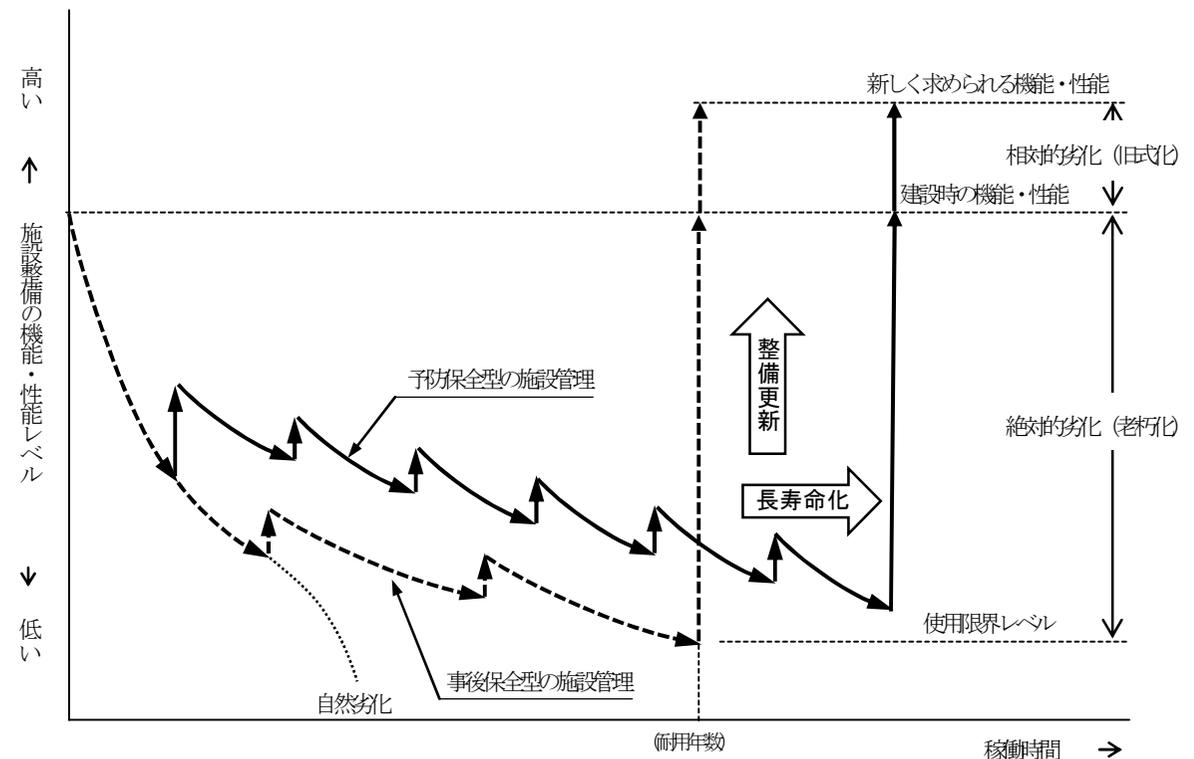
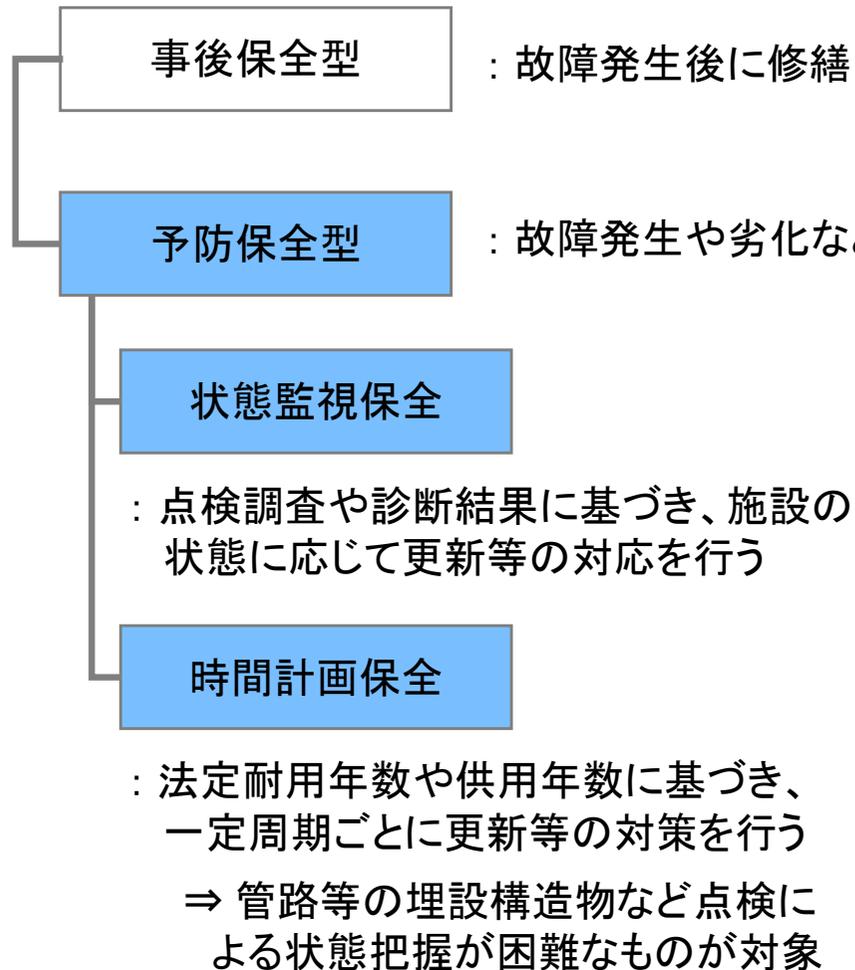
標準事項

法令には規定されていないが、技術的観点から標準的に実施すべき事項
（水道施設の状況や重要度等に応じて、内容の変更が可能な事項）

推奨事項

水道施設を効果的に維持するため必要に応じて実施することが望ましい事項

機能を維持するための施設の管理方法として、「事後保全型」ではなく、「予防保全型」が基本



水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関する新技術について

- 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施にあたっては、新技術を積極的に活用し、水道施設を良好な状態に保ちつつ、長寿命化を図ることが重要である。
- 厚生労働省では、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」において水道事業者等に新技術の採用を促している。また、新技術の導入に関する実績調査や（公財）水道技術研究センター（JWRC）と連携した新技術の事例集（具体的な点検方法や活用事例等）の取りまとめなど新技術導入を促進させる取組を行っている。

新技術のイメージ

振動センサーを活用した水道管の漏水検知システム



出典：株式会社日立製作所提供

ドローンを活用した点検を行う技術



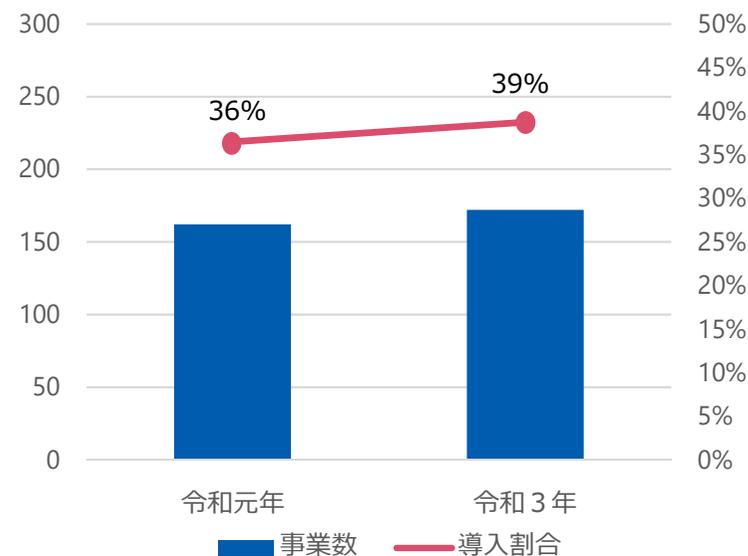
出典：堺市上下水道局提供

タブレット等の端末を活用した維持管理情報等を管理する技術



出典：厚生労働省資料

水道施設の点検を含む維持・修繕にかかる 新技術を導入している水道事業等の数及び割合



調査対象：大臣認可の水道事業等 444事業
(上水道事業及び水道用水供給事業)

水道施設台帳の整備（法第22条の3、施行規則第17条の3）

※令和4年9月30日までは適用しない

- 水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳を適切に作成及び保管
- 台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正するなど、その適切な整理を継続して実施することが必要

■ 調書及び図面として整備すべき事項

※マッピングシステムなどの電子システムで把握している場合も、水道施設台帳が整備されていると見なす

調書

管路等調書

管路等の性質ごとの延長を示した調書

- ・管路等区分、設置年度、口径、材質及び継手形式並びに区分等ごとの延長

水道施設調書

水道施設（管路等を除く）に関する諸元を示した調書

- ・名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- ・市区町村名及びその境界線
- ・給水区域の境界線
- ・主要な水道施設の位置及び名称
- ・主要な管路等の位置
- ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- ・管路等の基本情報（管路等の位置、口径、材質）
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- ・管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- ・その他地図情報（市区町村名とその境界線、方位、縮尺、凡例及び作成の年月日、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

■ 形式を問わず整備すべき情報

- ・管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・止水栓の位置
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

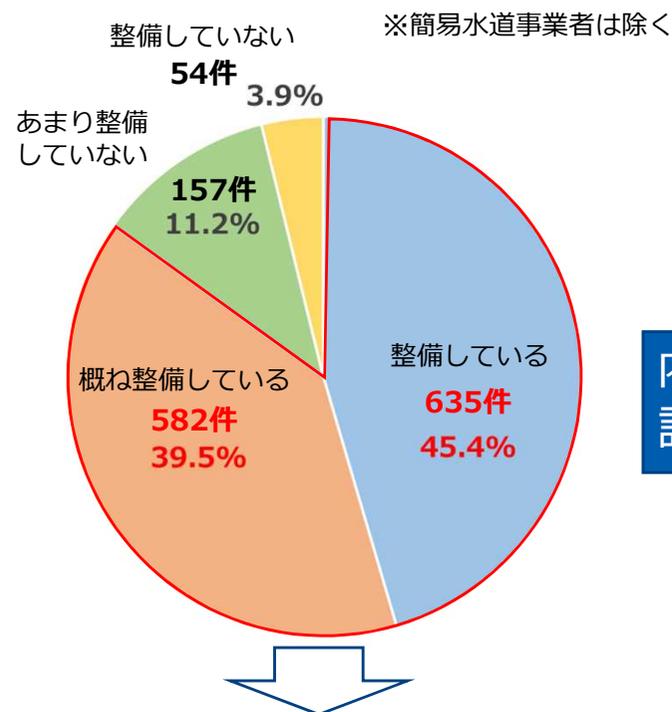
- ① 前述の情報に加え、水道施設の管理に活用できる情報も、水道施設台帳として整備する。
 - (例)
 - ・ 給水管に関する情報(口径・材質など)
 - ・ 点検、修繕記録
 - ・ 工事図面
 - ・ 施設の写真
 - ・ 制水弁の開閉状況 など
- ② 長期的な資産管理を効率的に行う観点から、台帳の電子化に努める。
- ③ 資産データの一部が欠損している場合は、以下の方法等による情報の補完を検討する。
 - ・ 過去の工事記録整理
 - ・ 認可(変更)申請書に添付する図面及び工事設計書等の整理
 - ・ 現地調査
 - ・ 他の社会資本(下水道、道路、電気及びガス等)の整備状況や同種管路の普及時期等から、当該施設の設置年度等を推測
 - ・ 過去に在籍していた職員への聞き取り調査
- ④ 災害時でも台帳が活用できるよう、分散保管やバックアップ、停電対策等の危機管理対策を行う。
- ⑤ 水道施設台帳の情報を固定資産台帳の情報に整合させることにより、中長期的な更新需要の算定の精度を向上させることについて検討する。

▶ 台帳整備が未作成の水道事業者におかれては、「簡易水道等小規模水道における水道施設台帳作成の手引き」(令和元年11月、全国簡易水道協議会)を参考にされたい。

水道施設台帳の整備状況について

- ▶ 水道施設台帳を整備している上水道事業者等は全体の約85%。
- ▶ 0.5万人未満の水道事業者の整備状況は約67%（令和2年度末時点）にとどまるなど、給水人口が少ない事業者ほど、整備が遅れている状況。
- ▶ 水道施設台帳を整備していない事業者においては、財政支援の活用も検討のうえ、水道法施行令で定める令和4年9月末までに整備が間に合うよう、計画的な取組を依頼している。

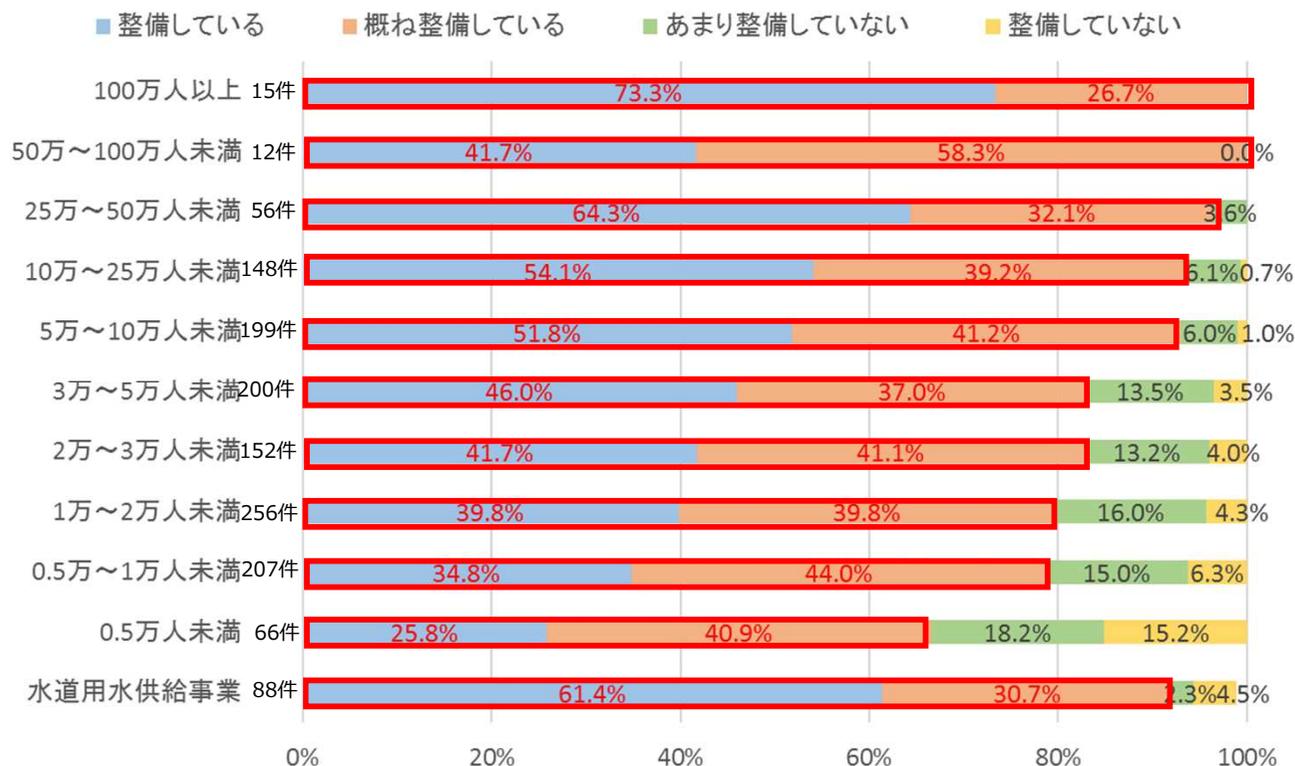
○水道施設台帳の整備状況（全体）



約85%の事業者が、水道施設台帳を整備あるいは概ね整備している。

内訳

○水道施設台帳の整備状況（現在給水人口による区分別）

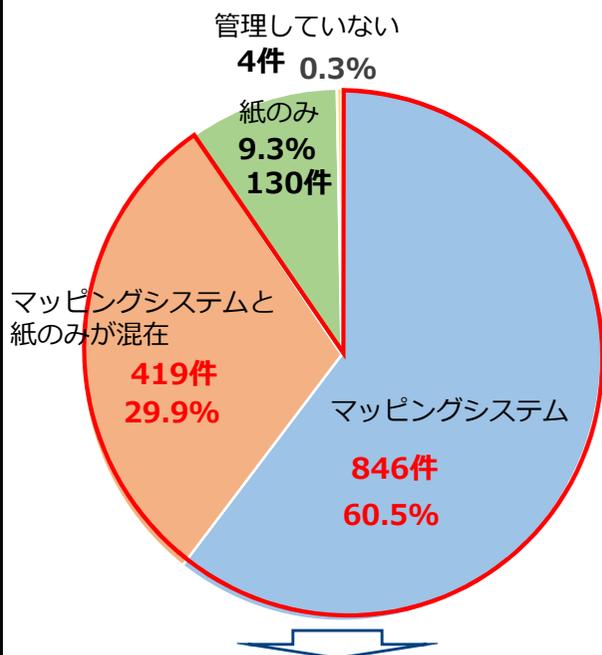


管路情報の管理状況について

- マッピングシステムを整備※している水道事業者等は全体の約90%（2020年度末時点）。
- 0.5万人未満の水道事業者の整備状況は約69%にとどまり、給水人口が少ない事業者ほど、マッピングシステム管理が遅れている状況。
- 国土強靱化年次計画2021において、「水道施設平面図のデジタル化率」を2025年度末までに100%に引き上げる目標が掲げられている。
- 水道施設台帳の電子化が進んでいない事業者においては、資産管理の効率化の観点から、財政支援の活用も検討のうえ、計画的に取り組まれない。

※マッピングシステムと紙のみが混在を含む

○管路の情報管理状況（全体）

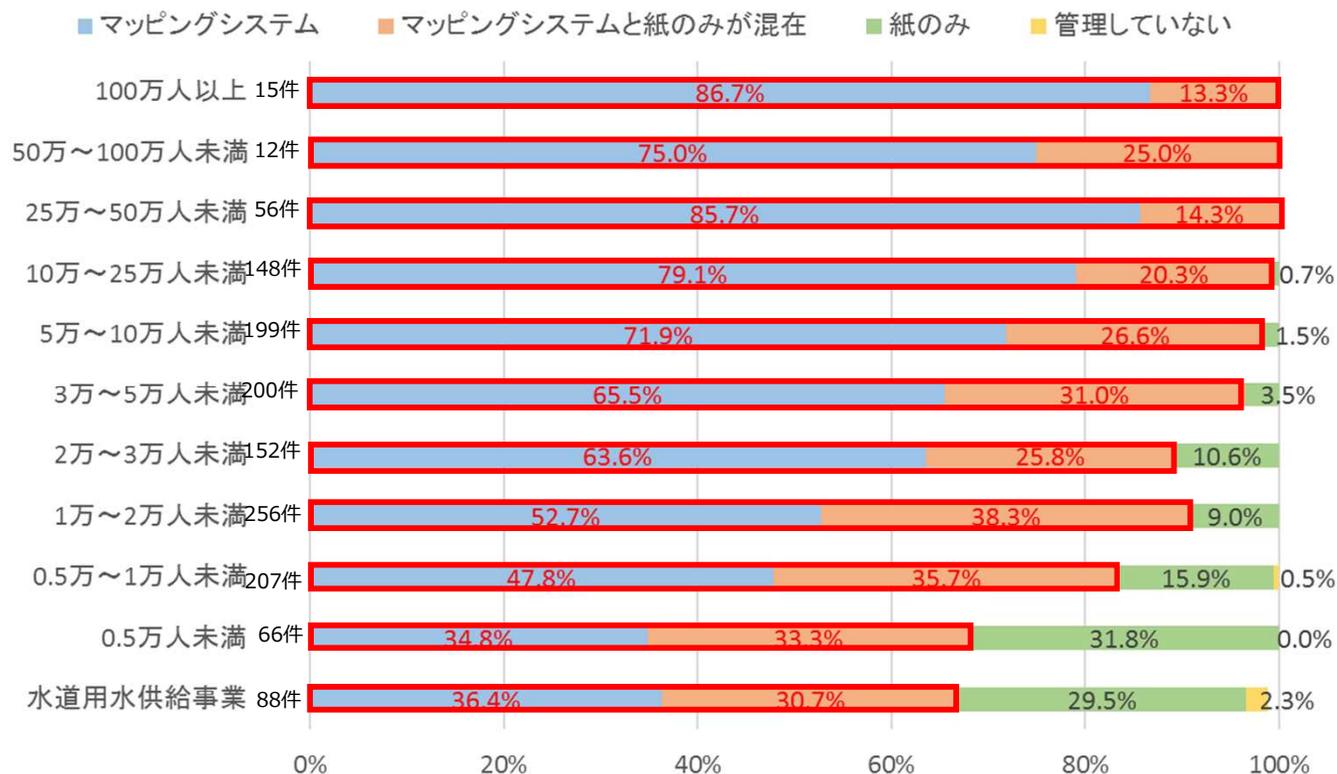


内訳

約90%の事業者が、マッピングシステムで管路の情報を管理している。

マッピングシステム整備率9割

○管路の情報管理状況（現在給水人口による区分別）



※水道事業者は上水道事業のみの調査結果

水道施設の計画的な更新

- 長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設を計画的に更新

長期的な収支の試算

- 30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算
- 試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の新設及び改造の需要を算出し、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮

収支の見通しの公表

- 収支の見通しについては、長期的な収支の試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について公表

収支の見通しの見直し

- 収支の見通しを作成した時は、概ね3年から5年ごとに見直す

アセットマネジメントとは

将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。

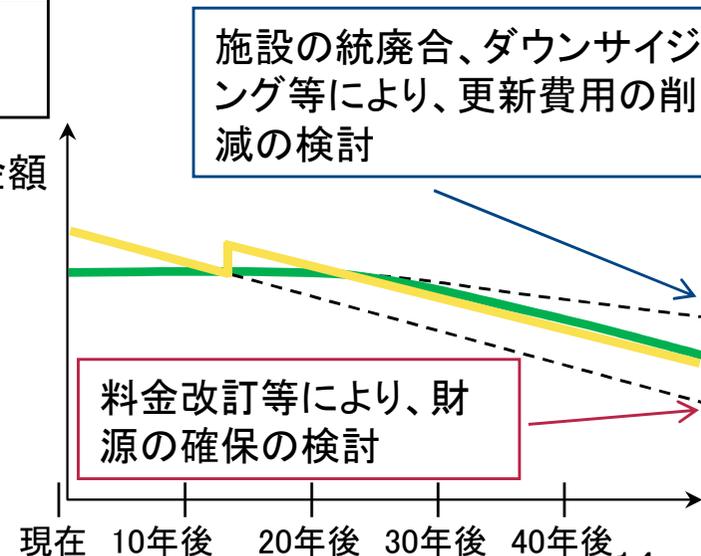
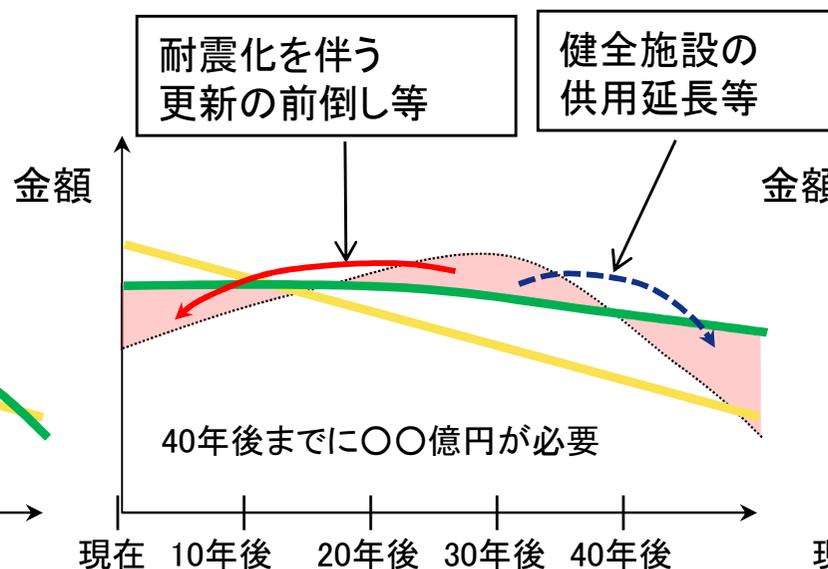
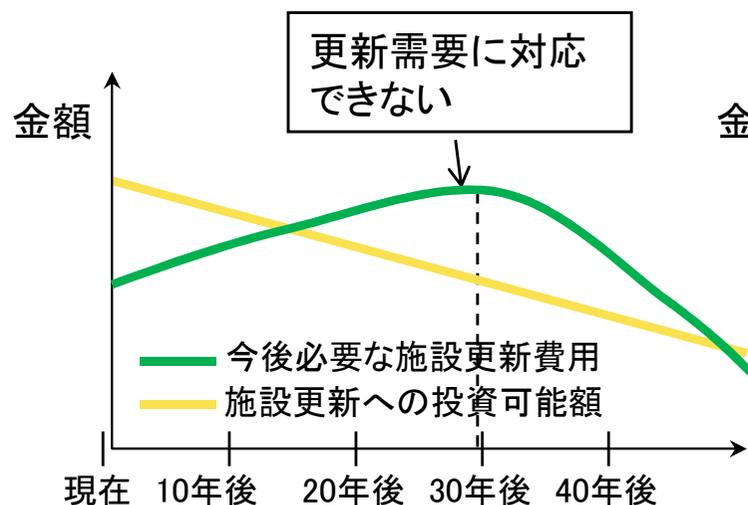
【アセットマネジメントの構成要素】

- ① 施設データの整備(台帳整備)
- ② 日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握
- ③ 中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握
- ④ 施設整備計画・財政計画等の作成

「更新需要(今後必要な施設更新費用)」と「財政収支の見通し(施設更新への投資可能額)」の比較

更新需要の平準化

持続可能な事業運営に向けた施設整備計画・財政計画等の作成



アセットマネジメントの実施サイクルによる適切な資産管理の推進

水道施設の計画的な更新等

③中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握

マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策の抽出

検討手法の
選定

更新需要
見通しの
検討

財政収支
の見通しの
検討

妥当性の確認と
検討結果のとり
まとめ

簡易支援ツール・手引き

資産台帳
施設台帳

維持管理・
苦情データ

点検
データ

診断
結果

財政
データ

②
施設データの
整備

水道施設の
運転管理・点検調査

水道施設の
診断と評価

補修

施設A

①日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握

施設B

④施設整備計画・財政計画等 の作成等

水道事業ビジョン

情報提供

基本
計画

施設整備計画

財政計画

更新投資
の
必要性

更新投資
の
効果

実施
計画

施設整備計画

財政計画

業務指標
の
活用

広域化(広域連携)、官民連携 等

点検を含む施設の維持・修繕、水道施設台帳の整備

(参考) 給水人口別のアセットマネジメントの実施状況

- ▶ 水道事業者等に対してアセットマネジメントの実施を求めてきた結果、実施率は、平成24年度の約29%から令和2年度の約88%と増加
- ▶ 給水人口5万人未満の水道事業者等におけるアセットマネジメントの実施状況は、他の水道事業者等に比べ相対的に低い状況。

○アセットマネジメントの実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H27	割合	54.5%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2%	67.4%
H28	割合	62.1%	88.5%	92.7%	94.9%	100.0%	91.1%	73.5%
H29	割合	63.9%	91.7%	94.6%	96.5%	100.0%	92.7%	75.6%
H30	割合	73.5%	94.4%	97.6%	96.6%	96.7%	96.6%	82.3%
R1	調査事業者数	848	217	159	60	29	90	1,403
	実施事業者数	647	208	155	57	28	82	1,177
	割合	76.3%	95.9%	97.5%	95.0%	96.6%	91.1%	83.9%
R2	調査事業者数	881	199	148	56	27	88	1,399
	実施事業者数	727	195	144	54	26	84	1,230
	割合	82.5%	98.0%	97.3%	96.4%	96.3%	95.5%	87.9%
R1からR2への割合の伸び(ポイント)		6.2%	2.1%	-0.2%	1.4%	-0.3%	4.4%	4.0%

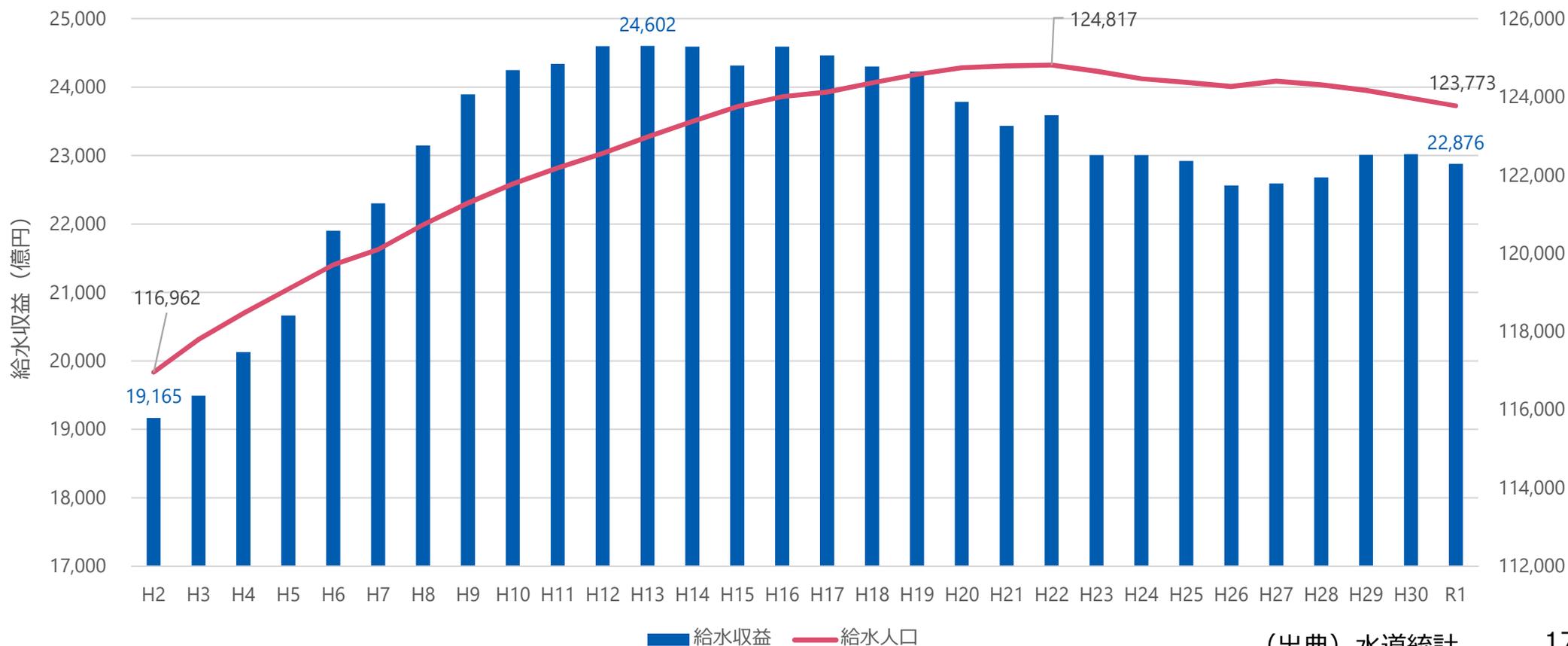
注) 実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

出典：令和3年3月厚生労働省水道課調べ 16

給水収益の推移

- 人口減少の進行等により減少を続けてきた料金収入は、料金改定等によって近年は横ばい。
- しかしながら、水道施設の老朽化が進行し、施設の更新に要する費用が今後増大する見通しがあるため、必要な投資量を十分に見極めた上で、財源を確保することが必要。

給水人口と給水収益の推移（上水道）

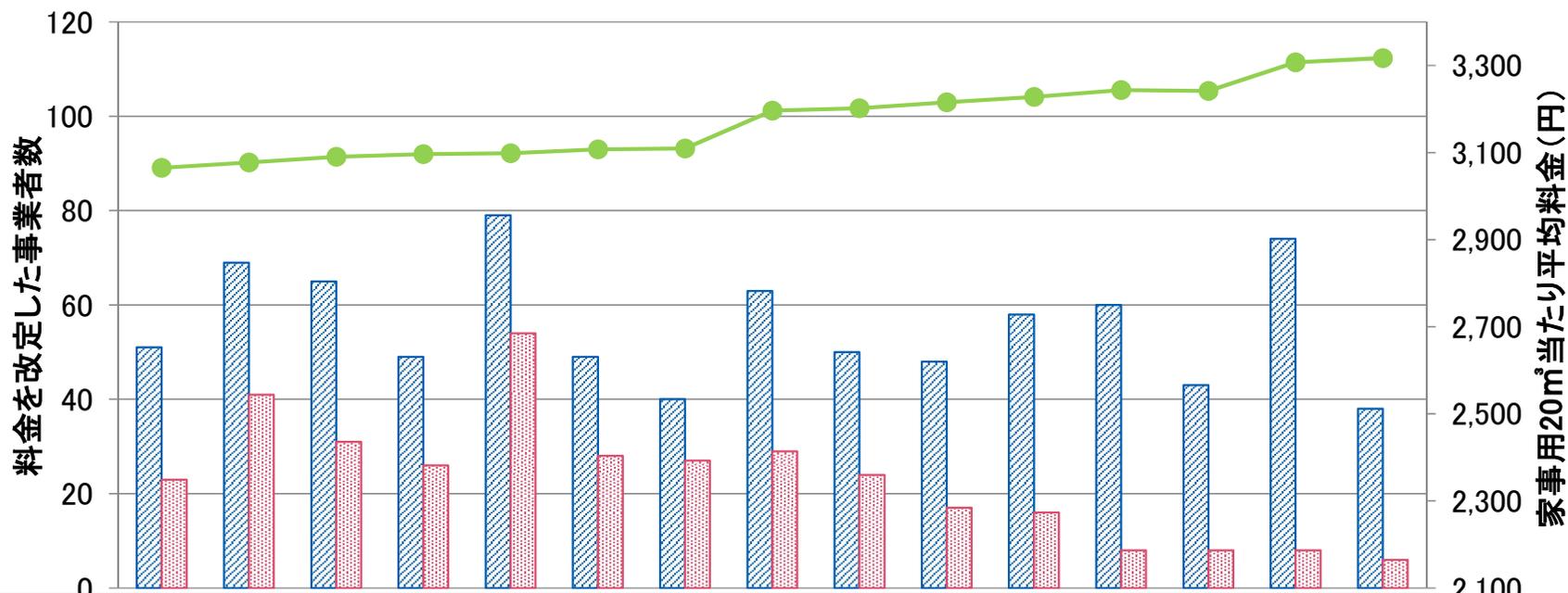


水道料金の改定状況

- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあり、値下げ事業者数は減少傾向にある※

※令和2年度は料金改定事業者数が直近15年間で最も少なかったが、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと考えられる

- 事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ（税金）による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができず、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなる。



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
値上げ事業者数 ¹⁾	51	69	65	49	79	49	40	63	50	48	58	60	43	74	38
値下げ事業者数	23	41	31	26	54	28	27	29	24	17	16	8	8	8	6
料金改定事業者数	74	110	96	75	133	77	67	92	74	65	74	68	51	82	44
家事用20m ³ 平均料金(円)	3,065	3,077	3,090	3,096	3,099	3,107	3,109	3,196	3,202	3,215	3,228	3,244	3,241	3,307	3,317

1) 料金体系の改定を含む 2) 出典「水道料金表(令和3年4月1日現在)」公益社団法人 日本水道協会

令和元年度※の水道料金改定

※令和2年4月1日改定分を含む

料金改定については、利用者に対してわかりやすく丁寧に説明し、理解を得ることが必要である。他の水道事業者の料金改定時の検討資料等もご参考に、引き続き料金の適切性確保や利用者への理解促進に努めていただきたい。

	改定事業者数	平均改定率	前回改定からの平均期間	備考
全改定事業者	82	9.4%	5.5年	
値上げ事業者※	74	10.7%	5.6年	● 最高値上げ率31.8% ● 最長改定期間23年 ● 15%以上値上げ事業者数21
値下げ事業者	8	-3.0%	4.8年	● 最高値下げ率-6.1% ● 最長改定期間6年

※改定率0.0%の2事業者を含む

出典 「水道料金表（令和2年4月1日現在）」 公益社団法人 日本水道協会

令和元年度以降に料金改定を実施した水道事業者における、検討状況（参考事例）

- 横浜市水道局（令和3年度改定）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/fuzoku/ryokin/ryoukintouarikata.html>

- 吹田市水道部（令和2年度改定）

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-suido/kikaku/_75955.html

- 江南市水道事業（令和2年度改定）

<https://www.city.konan.lg.jp/shisei/shingikai/1002097/1002042/1002182.html>

- 出雲市上下水道局（令和2年度改定）

<https://www.izumo-water.jp/suido/about/organization/419>

適切な資産管理の推進プロセス

- 現状施設を前提とした投資量から、施設の統廃合や広域連携による共同化などの検討に基づき必要な投資需要の精査の上、収入・支出両面から中長期的な資産管理に移行していく必要がある。
- 事業単位の短中期的な検討と広域連携による地域単位の中長期的な検討をお願いしたい。

(1)維持 修繕

- 新技術の活用等による効果的な維持・修繕の実施
- こうした適切な維持・修繕の実施による、老朽化等を起因とする事故防止や施設の長寿命化

(2)台帳 整備

- 水道施設台帳の整備による現状整理(令和4年10月1日水道法の義務規定適用)
- 台帳の電子化促進

(3)計画的 更新

- アセットマネジメントの実施、精度の向上(参考:手引き、簡易支援ツール、活用事例集)
- 需要予測を織り込んだ、長期的な収支の試算、収支の見通し作成及び公表、定期的な見直しの実施

(4)試算の 精緻化

- 事業単位及び地域単位での、施設のダウンサイジングや統廃合等を織り込むシナリオの策定
- 単純更新と上記のシナリオのそれぞれの試算を実施し、(1)~(3)と併せて検討

(5)料金 見直し

- (1)~(4)を踏まえた料金の算定、見直しの実施により、健全な経営の確保が可能な料金を設定
- 資産維持費を適切に含める必要があることに留意

持続可能な水道事業の実現

災害対策・危機管理



近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約 130 万戸	約 3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 13 万戸	※1約 1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約 5.9 万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約 5.6 千戸	※118日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約 256.7 万戸	※1約 5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約 1.3 千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約 44.6 万戸	※1約 3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約 1.6 万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約 9.4 万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約 6.8 万戸	※134日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約 2.7 万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約 7.0 万戸	7日

※1 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年1～2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等（北陸地方、中国四国地方）	約 3.6 万戸	12日
平成30年7月	豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約 26.3 万戸	38日
平成30年9月	台風第21号（京都府、大阪府等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等）	約 1.6 万戸 約 2.0 万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約 14.0 万戸	17日
令和元年10月	東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約 16.8 万戸	33日
令和2年7月	豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約 3.8 万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等（西日本等）	約 1.6 万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等）	約 1.4 万戸	18日
令和4年9月	台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県）	約 1.3 万戸 約 7.6 万戸	9日 13日

令和4年台風14号及び台風15号による水道の被災・復旧状況

台風14号による水道の被災・復旧状況

○令和4年9月、台風14号に伴う停電や管路破損等により広島県、山口県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の9県40事業者で計約12,800戸の断水が発生。

○宮崎県高原市において、土砂崩れにより水源地が損壊したが、水源地に至る道路も土砂崩れにより通行できず、復旧に時間を要した。

○土砂撤去及び仮設管布設により、9月27日までに断水が解消。



埋没した水源地
(宮崎県高原町)

台風15号による水道の被災・復旧状況

○令和4年9月、台風15号に伴う停電や管路破損等により、静岡県内の7事業者で計約76,000戸の断水が発生。

○静岡県静岡市において、河川増水により流木等による取水口閉塞が発生したが、河川水位が低下するのに時間がかかり、土砂・流木の撤去及び充水作業に時間を要した。

○土砂・流木撤去等により、10/6までに断水が解消。



取水口の閉塞
(静岡県静岡市)

■「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日、厚生労働省健康局水道課長通知）

※平成14年課長通知、平成19年事務連絡は廃止

事故・災害等により水道施設が破損・故障するなど、減断水等の被害があった場合は、厚生労働省（都道府県）へ報告願います。

- 自然災害による被害（事業者⇔都道府県⇒厚労省） ※令和2年度分より報告様式を変更
 - ・地震による断水等（**震度5弱**以上の地域がある都道府県は被害がなくても厚労省へ報告）
 - ・渇水、豪雨、大雪、落雷、火山噴火等による断水等
- 事故等による被害（大臣認可事業者⇒厚労省、事業者⇔都道府県⇒厚労省）
 - ・配水管破損事故（断水戸数100戸超）、施設の障害（故障、操作ミス等）、減断水が生じていなくても社会的影響が大きい事故（通行止め、薬品流出、ガス管折損等）等
- 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故、水道に対するテロ、情報システム障害等（大臣認可事業者⇒厚労省、事業者⇔都道府県⇒厚労省）

※詳細は水道課長通知（健水発1025第1号（平成25年10月25日））、厚生労働省HPを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikanri/index.html>

■新経済・財政再生計画改革工程表2021 ※参考資料含む

インフラ点検・診断業務においてロボット・センサー等新技術を導入	施設管理者の割合を2030年までに100%
インフラ維持管理・更新費見通しを公表	毎年度増加
個別施設計画の策定率	2022年度末までに100%
個別施設計画に基づく集約化・複合化等	進捗状況をモニターする
水道広域化推進プランを策定した都道府県数	2022年度末まで全都道府県で策定
広域連携に取り組むこととした市町村数	2022年度末まで650団体（2020年度末647団体）
水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合	2025年度末までに100%

■国土強靱化年次計画2022

危機管理マニュアルの策定率	2023年度100%
水道施設平面図のデジタル化率	2025年度100%
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における指標	以下のとおり

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

浄水場の停電対策実施率（2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場）	令和7年度77%（令和元年度67.7%）
浄水場の土砂災害対策実施率（2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場・土砂警戒区域）	令和7年度48%（令和元年度42.6%）
浄水場の浸水災害対策実施率（2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場・浸水想定区域）	令和7年度59%（令和元年度37.2%）
浄水場・配水場の耐震化率	浄）令和7年度41%（平成30年度30.6%） 配）令和7年度70%（平成30年度56.9%）
上水道の基幹管路の耐震適合率	令和10年度60%（平成30年度40.3%）

■地球温暖化対策計画

再生可能エネルギー発電量	17,004万kWh（2025年度）、24,852万kWh（2030年度）
2013年度比・省エネルギー量	44,911万kWh（2025年度）、75,054万kWh（2030年度）
排出削減見込み量	32.0万t-CO2（2025年度）21.6万t-CO2（2030年度）